

## 令和元年度沖縄県総合教育会議 議事録

### 1 日時

令和元年 12 月 19 日（木） 14:00～15:30

### 2 場所

県庁 6 階第 2 特別会議室

### 3 出席者

玉城デニー知事、教育委員会（平敷昭人教育長、玉城きみ子委員、松本廣嗣委員、照屋尚子委員、上原勝晴委員）

### 4 会議の概要

#### (1)開 会

事務局から、知事並びに教育委員会の教育長及び出席予定の全委員が出席していることが確認された。

#### (2)あいさつ

##### （玉城知事）

はいさい、ぐすーよー、ちゅーうがなびら。

皆様には、大変お忙しいところ御出席いただき、誠にありがとうございます。

本日は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、福祉や地域振興などの一般行政と教育行政が連携し、教育施策を総合的に推進していくため、「沖縄県総合教育会議」を開催いたします。

会議においては、地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策などについて協議することとなっております。

今回、最初の議題として、「幼児教育の推進」を取り上げることにいたしました。

令和元年 10 月から、3 歳から 5 歳までの子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園などが無償化されました。

幼児教育は、人格形成の基礎を培う上で大変重要であり、子どもの出生率が全国一である本県においても、一層の取り組みが求められております。

本日の会議においては、子ども生活福祉部ならびに教育委員会が、それぞれ取り組み状況について説明いたします。

また、子どもは、未来を担う大いなる可能性を秘めた社会の宝であり、一人一人がかげがえのない存在であります。

全ての子どもは、「児童の権利に関する条約」の精神にのっとり、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利があります。

子どもの健やかな成長に影響を及ぼす児童虐待の防止は、社会全体で取り組むべき重要な課題です。

沖縄県においても、子どもたちが、安心して暮らし、夢と希望を持って成長していく社会の実現を目指すことが、喫緊の課題となっております。

このことを踏まえ、2つめの議題として「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例（仮称）」についてご説明いたします。

限られた時間ではございますが、教育委員会の皆様方から忌憚のない御意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

ゆたさるぐとう、うにげーさびら。

**（平敷教育長）：**

平敷でございます。県教育委員会を代表いたしまして一言ご挨拶を申し上げます。

まずはじめに、知事におかれましては、教育委員会の取組に対し、日頃より格別のご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。

今年は、全国高校総体南部九州大会が県内各地で開催されましたが、各競技に出場した選手の活躍及び大会運営に関わった多くの高校生の協力のおかげで、成功裏に終えることができました。開催に際しては、知事からも多大なご支援をいただき、どうもありがとうございます。大会で得られた成果を活かし、これからも心身ともに健全な青少年の育成に努めてまいります。

さて、総合教育会議は、教育行政を預かる我々教育委員会が、地方公共団体の長である知事と教育課題を共有し、その対応の方向性について共通認識を持つことができる、大変重要な機会であると考えております。

これまで教育委員会は、学力向上や教育の機会均等、生涯学習の充実等に取り組んできましたが、近年の大きな社会的テーマとなっております「幼児教育の質の向上」や「児童虐待の防止」を推進するためには、私立学校や福祉関係機関等、県行政に広範な権限を持たれる知事と、公立学校の教育行政等を所管する我々教育委員会が連携し、本県の子どもの健やかな成長と、よりよい教育環境の整備のために努力していく必要があると考えております。

教育委員会としましては、本日の会議を通して、教育課題の解決と施策の推進により一層努めていく所存であります。知事におかれましては、今後とも格別のご理解とご協力をお願いいたします。本日は、よろしくをお願いいたします。

### (3) 協議事項

#### 幼児教育の推進について

説明：子ども生活福祉部（子育て支援課）

：教育委員会（義務教育課）

#### 【質疑等】

##### (玉城知事)

説明のありましたテーマについて協議を開始します。ご意見、ご質問をどうぞ。

##### (玉城委員)

10月から幼児教育の無償化が始まり、職員の確保や処遇改善、幼児教育の質の向上が全国的な課題となっております。

沖縄県におきましても、幼児教育の質の向上は緊々の課題と捉えています。このような中であって、幼児教育センターの設置とアドバイザーの配置は、幼児教育の推進と黄金っこ応援プランを推進する上で、とても重要だと思います。

資料1(P7)の黄金っこ応援プランの目的の中に「幼稚園教諭及び保育士等の人材の確保及び資質の向上」があります。

現在優秀な人材の確保が求められている中で、県外では県を跨いでの人材の争奪戦が始まっており、また子どもの人数が多く多忙感から離職していく者も出ております。

文科省の資料によると、幼稚園教諭の平均勤続年数は約7年と若年離職者が多く、さらに離職者の再就職が少ないことが明らかになっております。

それを考えると、本県の保育士等の人材確保が大変気になるところです。それについてはいかがでしょうか。

##### (子育て支援課)

保育士の確保については、新規の保育士の確保の他に保育士の資格を持つ潜在保育士の確保、また、離職防止の対策がいくつかあります。

まずは、保育士を目指す学生に対する修学資金の貸し付けがあります。

他に、市町村が行う保育士試験対策講座への費用補助、潜在保育士への復職支援も実施しております。

また、保育士が離職しないように処遇の改善が必要です。国においては公定価格の改

定を行っており、年々給与はアップしています。

さらにキャリアアップ研修を実施して、技能や経験に応じた研修を受け、処遇の改善を具体的に図ることも実施しております。

その他、働きやすい職場ということから、年休取得等が取りやすいような取り組みも行っています。

賃金の向上を目指して正規雇用化に取り組んでおります。

やはり保育士が不足していて保育が受けられないことも実際にありますので、委員から提言のあったように、人材の確保についてはさらに取り組んでいきたいと考えております。

#### **(玉城委員)**

ありがとうございました。

#### **(玉城知事)**

他にございませんか。

#### **(照屋委員)**

質問ではなくて要望になります。

子育てや保育の目標は、子どもたちの特性を理解し、その子が豊かな人生を送れるように支援していくことだと考えております。

保護者の中には、ご自分が生きづらさを抱えながら子育てしている方、理想の保育が出来ずに悩んで、周りから責められて落ち込んでいたところ、「お母さん今まで良く頑張ってこられましたね」と声をかけられたことで救われたと言う保護者もいます。

また、保育者の中から、保護者との信頼関係が築けないことの悩みも聞こえてきます。

保護者も保育者もそれぞれ頑張っているけれども、なかなか上手くいかないというのが現実ではないでしょうか。

保護者が求めているのは、我が子の為のオーダーメイドの子育て法なんだと思います。

そのためには、保育のプロであり多くの子ども達を支援する中で培われた保育者の「子どもの個性や特性、行動を見極める力」が重要になってくると思います。

三つ子の魂百までと言うように、乳幼児期の環境がその子の人生に大きく影響を与えます。この時期の子育てを支援するために、保護者支援と親子関係の支援も重要になってくると思います。

今後、幼児教育アドバイザー・幼小接続アドバイザーが各市町村・各園を支援していく中で、保護者支援と親子関係支援につきましても専門性を持って指導・助言をお願いしたいと思います。

また、私立幼稚園につきましても、これまで市町村からの支援が手薄になっていたこ

とが課題に挙げられています。校種や施設種を超えて幼児教育を推進する体制を構築させていくことから、保幼小連絡協議会が全市町村で開催され、情報が確実に共有されることを希望いたします。

**(知事)**

ただいまの要望を聞いて、何かございますか。

**(子ども生活福祉部長)**

委員のご指摘のように幼児期の教育は非常に重要でございます。これまで保育所、幼稚園、認定こども園であったり等、縦割りの状況がございましたけれども、幼児教育センターが出来ることによって保育士・教員が一体となった研修が出来ると考えておりますので、質の向上に向けて取り組んで参りたいと考えております。

**(子育て支援課)**

保護者に対する支援については、保育士等キャリアアップ研修において、「保護者支援・子育て支援」に関する研修を実施しております。

こちらは認定こども園や保育所に勤務する保育士が対象となる研修で、年間 5000 名程度の定員を設けることを目標に研修を実施しております。

**(知事)**

他にございますでしょうか。

**(平敷教育長)**

教育委員会の資料にありますけれども、幼児教育班の体制についてですが、組織を作ったから上手くいくということではないと思いますので、人材を適正に配置していただき、幼稚園、認定こども園、保育所を一体として質の向上につなげてほしいと思います。要望です。

**(子ども生活福祉部長)**

ご要望は重く受け止めております。適材適所で配置出来るように努力していきたいと思います。

**(上原委員)**

先ほどの知事の挨拶にもありましたように、幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎をつくる意味では非常に大きな点がございます。このような中で教育委員会と知事部局が連携して幼児教育班が出来ることにより、幼児教育センターの役割を担っていくこと

は、大変嬉しいことと思っております。

幼児教育班が出来ますと、研修以外についてはどういった支援を考えていますでしょうか。

もう1点は、養成段階の対応も重要になると考えていますので、大学等の養成機関との連携についてはどのようにお考えでしょうか。

#### **(子ども生活福祉部長)**

研修以外には、保育所や認定こども園に対して監査を行っていく中で、保育士の処遇等や教育の内容の支援を行っていくことになると思います。

質の向上として、保育士の処遇改善は非常に重要なこととなります。公定価格の改定は国がやることですが、県としては様々な貸付事業であったり、休暇や休憩の取りやすい保育士の配置といった側面支援を行っていきたいと思います。

養成校としては、県内の大学や専門学校等で行われております。直接県が関わることはございませんが、子ども子育て会議のメンバーになっていただいたり、様々な機会でご意見を賜っているところであり、これからも連携していきたいと考えております。

#### **(義務教育課長)**

大学との連携についてですが、3大学と認定こども園園長会会長で構成する保育者育成協議会が今年度発足いたしまして、3回ほど会議を持ちました。育成のための資料を作成するなど連携しております。

#### **(上原委員)**

養成・採用・研修が一体となるような円滑な接続ができるような施策を展開することが大事だと感じておりますので、よろしくお願いいたします。

#### **(玉城知事)**

様々なご意見をいただいているところですが、時間の関係もございますので次に移らせていただきます。

## 沖縄県子どもの人権を尊重し、虐待から守る社会づくり条例について

説明：子ども生活福祉部（青少年子ども家庭課）

### 【質疑等】

#### （玉城知事）

説明のありましたテーマに対し協議を開始します。ご意見、ご質問をどうぞ。

#### （玉城委員）

沖縄県においても平成26年度以降、虐待の対応件数が増加傾向にあり、子ども達が安心して成長できる環境づくりは急務だと考えております。

私は長年学校現場に勤務しておりました。その中で、教職員が児童虐待を最も発見しやすい立場にあることを実感しておりました。私自身も、学校長をしていた頃、児童相談所に2件通告した経験がございます。

そこで2点質問をいたします。

条例の中に

「通告しやすい環境及び体制を整備する。」「虐待の通告または虐待に係る相談を行った者及び安全確認措置に協力した者に不利益が生じないように、必要な配慮をする。」とあります。これはとても重要なことだと捉えています。

私も通告した際に、管理者のみならず学級担任に対しても苦情が相次ぎ、その後に大変な心労を重ねた時期がありました。

今後このような事がないように、実効性のある取り組みをしていただきたいと思えます。具体的には、どのような配慮や手立てを考えているのか教えていただきたいと思えます。

2点目は、子ども自身による安全確保への支援として、「子どもに対し、自らとり得る行動のための情報の提供その他の必要な支援を行う。」とありますが、これはとても弱い立場にある子どもが自らの力で、自らの安全を守るようにする危機回避能力をつけるためにとても重要なことです。しかし、特に性的虐待などは虐待であるかどうかも判らない年齢から被害にあっているため、それが虐待の長期化に繋がっていると考えます。そのため、幼児に対してどのような情報の提供やその他の支援を行っていくのか、その対応について伺いたい。

#### （青少年子ども家庭課）

1点目の通告者保護についてですが、児童相談所では、通告者をもらしてはいけないということが大原則で徹底をしております。また共通認識として、通告した人に対しても通告したことを認めないことと、児童相談所で確認してほしいと答えるように説明しております。条例では、努力義務ではなく義務化して啓発を徹底していきたいと考えて

おります。

2点目の性的虐待ですが、幼児となるとなかなか声をあげられない状況がありますので、今後保育所の先生とどういった手立てがあるのか意見交換等しながら、具体的な施策については検討したいと思います。

#### **(玉城委員)**

ぜひ適切な対応をお願いいたします。

#### **(玉城知事)**

他に質問はございませんか。

#### **(照屋委員)**

2点質問がございます。

県教育委員会は、学校や教育委員会向けに「虐待対応の手引き」という冊子を配布して、研修を行ったりして、児童虐待への対応や役割を周知しているところですが、保育所、認定こども園で研修は行っているか教えていただきたい。

2点目は、市町村や児童相談所へ通報があった場合、担当者が抱えている件数が多いことや、チームで対応していないなどにより、担当者個人に負担がかかり疲弊して退職したという事例を聞いたことがあります。

児童福祉士等もスーパーバイザーへ相談出来る体制になっていますか、またスーパーバイザーの人数を教えてください。

#### **(子育て支援課)**

1点目の質問は、保育所や認定こども園で虐待に関する研修を実施しているかですが、保育士キャリアアップ研修の中で、保護者支援・子育て支援という専門テーマを設けていて、その中で保護者に対する相談援助などの、親への寄り添いについて研修をしています。

#### **(青少年こども家庭課)**

現在、中央児童相談所・コザ児童相談所においてスーパーバイザーは12名おります。それぞれに虐待防止グループという2人1組の4チーム体制を編成して対応にあたっており、通報があった場合48時間以内に現場確認をすることになっています。

### **(照屋委員)**

1点目の研修ですが、職員向けに虐待を発見した時の対応に関する研修は行われていないのでしょうか。

### **(子育て支援課)**

保育士は直接子ども達の SOS を察知する立場であります。虐待予防については、保育士が虐待への理解・発見・予防・対応・被害児童への支援について研修を行っております。加えて市町村や関係機関が連携する必要性などもこの研修で学んでおります。保護者支援・子育て支援に係る研修は、毎年500名程度の保育士が受講しております。

### **(子ども生活福祉部長)**

今回の条例の制定にあたって、県では体制整備が必要だと考えております。

虐待については、県の児童相談所は比較的重いものを管轄しております。市町村の担当部署で扱っているものもございます。そのため、県としては児童相談所の体制も強化し、市町村を支援する体制も併せて整えたいと考えております。

### **(上原委員)**

条例を読むと、すべての関係機関が連携して虐待をなくすという強い決意が感じられて大変良い取り組みだと感じています。

最近、区や字などの自治会への加入者が少ないと聞きます。地域全体で子どもを守ろうという組織的な取り組みが弱くなってきているのではないかと懸念しています。

教育委員会でも青少年健全育成の視点から「や〜なれ〜運動」など県民全体の取り組みをやっていますが、関係団体の中に社会教育団体あるいは青少年健全育成団体も加えて県民総ぐるみであらゆる組織を巻き込んで取り組んでほしいと要望します。

### **(子ども生活福祉部長)**

今回の条例について、沖縄県の置かれた現状で、子どもの貧困が大きな要因になっていることもありますので、子どもの貧困対策計画や先ほどの子育ての計画等との整合を取りたいと考えております。委員からご意見がありましたように、地域で子どもを育てるという意味では、子どもの居場所づくりも進めておりまして、その中で地域と連携していける体制も重要だと考えております。

### **(教育長)**

万国津梁会議の意見によると、虐待の背景として、「父親たちは、学校の体罰容認の時代にその洗礼を受け、今は虐待をする側に回る負の連鎖、世代間連鎖が起きていないか。」という委員の意見がある。たしかに昔の学校ではげんこつ等があった。さらにこ

の虐待の連鎖というのは、親に虐待を受けた子どもが大人になり、それを子どもにしてしまう。学校のみならず連鎖というのは確かにあると思う。

#### **(子ども生活福祉部長)**

万国津梁会議の意見は、総意としてまとめたものではなく、それぞれの専門家の立場からいただいた意見を取りまとめたものになります。学校の体罰容認というより、そのような時代があったということで教育長の発言のとおりであります。

#### **(玉城知事)**

他にはありませんか。

#### **(照屋委員)**

万国津梁会議の意見の中で、子どものオンブズマン制度について記述があります。学校にはスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーが配置されていて、それとは区別していると思いますが、どのようなイメージで考えていますか。

#### **(青少年子ども家庭課)**

オンブズマン制度につきましては、先行している兵庫県の川西市で取り組んでいる事例があります。市役所の方で臨床心理士と弁護士を配置して子どもの電話相談を受けており、必要に応じて学校訪問をするという事例がございます。そういったことをイメージしております。

アドボカシー制度についても記述がありますが、それは、スクールカウンセラーやソーシャルワーカーが本人の代わりに意見表明や権利擁護等をすることをイメージしております。

#### **(照屋委員)**

オンブズマンは、専門の弁護士や臨床心理士が対応にあたるということで理解しました。ありがとうございました。

#### **(玉城知事)**

ありがとうございました。ここまで2つのテーマにつきまして貴重なご意見をいただきました。いただいたご意見につきましては、今後の施策を進める上でしっかりと参考にさせていただきます。

次に、報告する事項として、高等教育の修学支援新制度（無償化）について事務局からお願いします。

説明：総務私学課

**(玉城知事)**

はい、ありがとうございました。

ここまで幼児教育の推進について、沖縄県子どもの人権を尊重し、虐待から守る社会づく条例について議論を進めてまいりました。

これを持ちまして、この会議を終了いたします。

最後にご挨拶申し上げます。

**(4)あいさつ**

**(玉城知事)**

本日は、教育長をはじめ、各委員の皆様の貴重なご意見をいただき、活発な議論を交わすことができました。教育委員会の皆様には感謝申し上げます。

会議においては、「幼児教育の推進」「沖縄県子どもの人権を尊重し、虐待から守る社会づくり条例（仮称）」の2つのテーマについて、より効果的な取組の進め方を確認することができました。

2つのテーマともに、重要課題として、抜本的な取組を推進していかなければなりません。

本日の協議の結果を踏まえ、引き続き、教育委員会の皆様と連携を深めながら、より一層効果的な施策の推進に努めてまいります。

今後も、この「沖縄県総合教育会議」がより有意義な会議となるよう教育委員会の皆様のご協力をお願い申し上げます。

いっぺー にふえー でーびたん。